



(案)

令和 7 年度（2025 年度）熊本競輪場特別観覧席自動飲料供給契約書（単価契約）

- 1 業務名 令和 7 年度（2025 年度）熊本競輪場特別観覧席自動飲料供給（単価契約）
- 2 履行場所 熊本市中央区水前寺 5 丁目 23 番 1 号（熊本競輪場 3 階）
- 3 履行期間 自 令和 7 年（2025 年）9 月 1 日
至 令和 8 年（2026 年）3 月 31 日
- 4 物品および契約単価
（単価契約）
カップ式自動飲料 1 杯当たり ○○円（消費税別）
- 5 業務内容 別添「仕様書」のとおり
- 6 納入期限 指定日
- 7 契約保証金 ○○○，○○○円（又は免除）

上記の物品について、熊本市（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって物品供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約成立の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年（2025 年） 月 日

発注者） 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市

熊本市長 大 西 一 史



受注者）

代表取締役



(総則)

第1条 受注者は、発注者の指示した仕様書、見本、その他に従い頭書の物品を供給する。

2 発注者の指示した仕様書、見本、その他に明示されていないものがあるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

3 受注者は、所有するカップ式自動販売機（以下「設置機器」という。）を、発注者の指示した場所に設置する。

4 受注者は、定期的に受注者の所有する設置機器のサニテーションを行う。

(衛生管理)

第2条 受注者は、物品（製品）に関する利用者の健康、ならびに苦情などについての一切の責任を負う。

(供給及び検査)

第3条 受注者は、常に在庫状況を管理し、在庫切れを起こさないようにしなければならない。

2 発注者は、設置機器を使い、受注者の所有する製品のみを取扱うものとする。

3 受注者は、履行場所において供給に関する事務を処理しなければならない。

4 受注者は、契約の目的たる物品（以下「物品」という。）を競輪場に持ち込んだ際には、発注者にその旨を届け出て、発注者またはその委任を受けた者の検査を受けた後、引き渡さなければならない。

5 受注者が前項の検査に立ち会わないときは、発注者は受注者の欠席のまま検査を行うことができる。なお、この場合において、受注者は検査に対する異議を申し立てることはできない。

6 納入および検査に要する費用は、受注者の負担とする。

7 第4項の引渡し前に生じた損害は、すべて受注者の負担とする。

(検査不合格の場合・受注者の義務)

第4条 検査の結果、納入した物品に不合格があった際には、受注者は発注者の指示する期日までにこれを引き取り、代品を納入しなければならない。

2 受注者が前項の義務を履行しないときは、発注者は適宜これを処置し、その費用を受注者に負担させることができる

3 第1項の規定により代品が納入されたときは、前条の規定を準用する。

(代金の支払い)

第5条 受注者は、第3条第4項および第4条第3項の検査に合格したときは、発注者に対し代金の支払を請求することができる。

2 代金は、奇数月の月末で締めた上、2ヶ月分を合算して請求するものとし、その額は、契約単価に各月におけるそれぞれの使用数量の実績を乗じた額の和に、消費税及び地方消費税を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額）とする。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。

4 発注者の責めに帰する事由により、前項の規定による支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約の変更及び中止)

第6条 発注者は、必要があるときは、物品の数量、納入期限、仕様を変更し、または契約の履行を一時中止することができる。

(かし担保)

第7条 受注者は、第3条による物品引渡しの日から1ヶ月間、受注者の責めに帰すべき事由により当該物品に変質ならびに品質低下などの事故が生じた際には、取替えなどの必要な処置を講じなければならない。

(発注者の契約解除)

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、頭書の納入期限、もしくは期限後相当期間内の契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (2) 契約の締結、または履行について不正な行為があったとき
- (3) 契約の履行内容、またはその委任を受けた者の指示に従わなかったとき。

(受注者の解除など)

第9条 受注者は、天災、もしくはその他避ける事のできない特別な事由により契約の履行が不能となった際には、契約の解除、または納入期限の延期、もしくは履行の一時中止を発注者に対し請求することができる。

(補則)

第10条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。